

伊予市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）の違反行為に係る事務処理について、伊予市指定給水装置工事事業者規定（平成17年伊予市水道企業告示第3号。以下「指定工事業者規定」という。）及び伊予市指定給水装置工事事業者審査委員会規定（令和6年伊予市水道企業告示第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、水道法（昭和32年法律第177号）及び伊予市水道事業給水条例（平成17年条例第189号）において使用する用語の例による。

- (1) 違反行為 水道法その他給水装置工事にに関する法令及び例規に違反する行為をいう。
- (2) 課長 産業建設部上下水道課長をいう。
- (3) 市長 水道事業管理者の権限を行う市長をいう。
- (4) 審査委員会 指定工事業者規定第18条第1項の規定に基づき設置する伊予市指定給水装置工事事業者審査委員会をいう。

(違反行為の調査、報告等)

第3条 課長は、指定工事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係を調査するものとする。

- 2 課長は、違反行為の事実を認めたときは、当該違反行為を行った指定工事業者に対し、直ちに当該違反行為を是正するよう指導するものとする。
- 3 課長は、違反行為を行った指定工事業者からてん末書の提出を求めるとともに、違反行為調査報告書（様式第1号）により市長に報告するものとする。この場合において、課長は、審査委員会の開催の要否について市長に意見を具申することができる。

（書面による注意等）

第4条 課長は、違反行為の内容により必要と認めるときは、当該違反行為を行った指定工事業者に対し書面（注意（警告）書（様式第2号））による注意又は警告を行うことができる。

（意見陳述のための手続）

第5条 市長は、違反行為の内容が水道法第25条の11第1項各号に該当すると認めるときは、審査委員会の開催前に、当該処分の対象となるべき者に対し、弁明の機会を付与し、又は意見陳述のため聴聞の手続きを行うものとする。

2 市長は、処分の対象となるべき者に対し、弁明の機会の付与にあっては弁明書の提出を求め、聴聞の実施にあっては聴聞通知書により通知するものとする。

3 聴聞は、課長が主宰する。

4 課長は、聴聞を終結したときは、速やかに聴聞調書、聴聞報告書及び処分案を作成し、市長に報告する。

5 前各項に定めるもののほか、意見陳述のための手続は、伊予市行政手続条例（平成17年条例第16号）に定めるところによる。

（給水装置工事主任技術者に対する措置）

第6条 市長は、水道法第25条の4に規定する給水装置工事主任技術者に法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を国土交通大臣に報告するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

様式第 1 号（第3条関係）

年 月 日

伊予市長 様

上下水道課長

違反行為調査報告書

指定給水装置工事事業者に違反行為が認められたので、下記のとおり報告します。

記

対象となる指定給水装置工事事業者	指定番号	第 号
	名称又は氏名	
	代表者氏名	
工事場所		
発見日		年 月 日（ ）
行為の内容		
添付資料（てん末書、関係図書、関係資料など）		

様式第 2 号(第 4 条関係)

注意(警告)書

第 号
年 月 日

(伊予市指定給水装置工事事業者)

様

伊予市長



水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 25 条の 11 第 1 項に該当する行為があったので、速やかに是正するよう、伊予市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第 4 条の規定により、注意(警告)します。

なお、今後は違反行為のないよう、法令順守に留意してください。

1 違反の内容

2 違反の項目